

# 公募公告

佐賀大学において、下記のとおり企画提案書の提出を招請します。

## 1. 業務概要

- (1) 業務名 佐賀大学医学部附属病院デジタルサイネージ等設置運営業務
- (2) 業務内容 仕様書を参照
- (3) 設置場所 佐賀大学医学部附属病院（佐賀市鍋島五丁目1番1号）
- (4) 委託期間 令和8年6月1日～令和13年3月31日

※期間満了の3か月前までに本院、業務実施者いずれか一方により契約の継続を希望しない旨を書面により通知しない限り、更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

※社会情勢や感染症対策のほか改修工事の必要等に応じ、業務開始年月日には変更があり得るため、事業者の決定後、協議のうえ正式に決定するものとする。

## 2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

ア. 応募の資格者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 国立大学法人佐賀大学契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立大学法人佐賀大学契約事務取扱規程第4条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人佐賀大学の競争参加資格において、令和8年度に九州・沖縄地域の「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。
- (4) 取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 事業者の財務状況、損益状況及び資金状況が良好であること。
- (6) 賠償責任保険（第3者に対する賠償責任保険及び施設に対する賠償責任保険等）に加入することの確約書を提出できること。
- (7) 直近5年間のうち、病床数400床以上の規模の病院で、デジタルサイネージの営業実績を3年以上有する者であること。
- (8) 過去3年以内に、営業に係る刑事罰処分を受けていないこと。なお、3年以内に、法令等による営業停止処分などの不利益処分を受けた実績がある者については、その内容を別途報告すること。
- (9) 本公募に示した役務を十分に履行することができることを証明した者であること。

イ. 応募できる運営者は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者

## 3. 提案書の無効

次のいずれかに該当する提案書は無効とする。

- (1) 提出期限までに所定の企画提案書の提出が無かった場合
- (2) 応募資格要件の規定に反した場合
- (3) 応募書類等に虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 不正な事項が発覚した場合

(5) その他、提案応募手続に違反すると認められた場合

#### 4. 募集要項等の交付期間

本公示に基づき、応募を希望するものに対し募集要項等を交付する。

交付期間 令和6年3月11日（水）～令和6年3月27日（金）

#### 5. 募集要項等を交付する場所及び方法

##### (1) 交付場所

所在地 〒849-8501 佐賀市鍋島五丁目1番1号

場 所 佐賀大学医学部経営管理課（担当：総務主担当）

電 話 0952-34-3105

FAX 0952-34-2086

メールアドレス keieisom@mail.admin.saga-u.ac.jp

##### (2) 交付方法

上記のメールアドレス先に、会社名及び連絡先等を明記した電子メールにより申し込むものとし、電子メールの件名は「佐賀大学医学部附属病院デジタルサイネージ等設置運營業務の募集要項等申込」と標記すること。なお、募集要項等は、電子メールによる申し込み受信確認後、添付ファイル（圧縮ファイル等）により、申込先に送付する。

#### 6. 提案書及び関係書類等の提出場所及び提出期限

(1) 提出場所 上記5に同じ

(2) 提出期限 2026年3月27日（金） 17時00分まで

(3) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送については、書留郵便によることとし、2026年3月27日（金）

17時00分（必着）とし、「佐賀大学医学部附属病院デジタルサイネージ等設置運營業務応募書類在中」と朱書きすること。

#### 7. 審査の方法及び決定

公募要領に基づき提出された企画提案書等について、審査委員会において、その企画内容や実行能力等について書類審査を行い、その結果等を勘案し、総合的に評価を行い、評価得点の高い提案者を第一交渉権者とする。

なお、その提案内容を基にした第一交渉権者との交渉が不調となった場合は、順次、得点の高い次順位交渉権者との交渉を行い、契約交渉が整った事業者を運営事業者とする。

#### 8. その他

(1) 契約保証金は免除とする。

(2) 応募事業者は本院が要請した場合、追加資料の提出及びプレゼンテーション等に応じること。

(3) 受理した企画提案書等は返却しない。

(4) その他、詳細については、佐賀大学医学部経営管理課（担当：総務主担当）に問い合わせること。

以上公告する

2026年3月11日

国立大学法人佐賀大学  
学長 野出孝一